

厚生委員会  
會議録  
第三号

昭和二十八年六月十八日(木曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君  
理事 松永 佛骨君 理事 古屋 菊男君  
理事 長谷川 保君 理事 提 ッルヨ君  
理事 中川 俊思君

青柳 一郎君 加藤 謙五郎君  
助川 良平君 田中 元君  
安井 大吉君 山口 六郎次君  
中野 四郎君 山下 春江君  
萩元 たけ子君 柳田 秀一君  
杉山 元治郎君 長 正路君  
亘 四郎君

出席政府委員

厚生政務次官 中山 マサ君  
厚生事務官 安田 巖君  
(社会局長)

委員外の出席者  
厚生技官(公衆衛生 楠本 正康君  
局環境衛生部長)

六月十五日

委員島上善五郎君辞任につき、その補欠として原彪君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日

委員高橋等君辞任につき、その補欠として降旗徳弥君が議長の指名で委員に選任された。

同月十八日

理事山下春江君の補欠として古屋菊男君が理事に当選した。

六月十三日

と畜場法案(内閣提出第一七号)と民生委員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(予)

同月一日  
連合国軍労務要員の事故による被害者遺族に戦傷病者戦没者遺族等援護法適用の請願(大石ヨシエ君紹介)(第二一六号)  
豊崎簡易水道敷設費国庫補助の請願(松浦周太郎紹介)(第二一七号)

同月四日  
国立善通寺病院伏見分院を国立結核療養所へ転換の請願(成田知己君紹介)(第三六一二号)  
国立三豊療養所施設拡充に関する請願(成田知己君紹介)(第三六三三号)  
国立米子療養所の病床増設に関する請願(足鹿寛君紹介)(第三六四号)

同月八日  
中川村国民健康保険直営診療所の施設拡充に関する請願(松浦周太郎君紹介)(第四六六号)  
戦傷病者に対する福利厚生施策の拡充強化に関する請願(堤ツルヨ君紹介)(第四六七号)  
稲葉郡下の伝染病舎新設費国庫補助の請願(野田卯一君紹介)(第四六八号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(野田卯一君紹介)(第四六九号)  
同月九日

国立田辺病院看護婦宿舎及び官舎設置に関する請願(辻原弘市君紹介)(第五五九号)

同月十三日  
戦争受刑者獄死者遺族援護措置に関する請願(山中貞則君紹介)(第七一四号)  
日雇労働者健康保険法制定に関する請願(島上善五郎君紹介)(第七四三号)

同月十五日  
中国人と虜殉難者遺骨送還に関する請願(柳田秀一君紹介)(第七八二号)  
国立福知山病院に深部治療器械整備に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第八四六号)  
の審査を本委員会に付託された。

六月二日  
中国人捕虜殉難者遺骨捜索等に関する陳情書(東京都中央区銀座西八丁目八番地東京華僑会館内大谷盛彌)(第三二二号)  
国民健康保険事業に対する国庫補助増額に関する陳情書(鹿野島景町村議会議長会長高野季信)(第五〇号)

国民健康保険振興に関する陳情書(山梨県国民健康保険団体連合会理事長深山昇)(第五一七号)  
戦争受刑者並びに獄死者の遺族援護に関する陳情書(九州社会福祉協議会連合会会長加藤初夫)(第五二二号)  
遺族年金の増額並びに国債償還期限短縮に関する陳情書(長崎県議會議長岡本直行)(第五三三号)

同月八日  
結核回復者の強制割当雇用の法定に関する陳情書(新潟県柏崎市国立新潟療養所内新潟県患者同盟滝沢順吉)(第一二二一号)  
米軍基地の青少年対策に関する陳情書(全国都道府県議会議員村上ひで)(第一四一五号)  
会東京都議會議員村上ひで(第一四一五号)  
戦傷病者、戦没者遺族等援護法に基づく遺族国庫債券の資金化促進に関する陳情書(北海道議會議長長壽田余吉外七名)(第一四七号)  
児童厚生施設設置の国庫補助に関する陳情書(全国都道府県議会議員村上ひで)(第一四八号)  
国民健康保険事業振興に関する陳情書(北海道議會議長長壽田余吉外七名)(第一四九号)  
公衆浴場入浴料金統制事務の地方委託に関する陳情書(北海道議會議長長壽田余吉外七名)(第一五〇号)

国民健康保険事業に対する国庫補助増額に関する陳情書(岐阜県議會議長長松野幸泰)(第一七六号)  
中共地区よりの帰国者援護に関する陳情書(岐阜県議會議長長松野幸泰)(第一七七号)  
岡山県にアフター・ケアー施設設置に関する陳情書(岡山県津山市議會議長浮田亀市)(第一七八号)  
同月十日  
焼尻村豊崎に簡易水道敷設に関する陳情書(北海道苫前郡焼尻村長志水

要外一名)(第二六三三号)  
戦没者遺族援護に関する陳情書(高知県香美郡片地村山崎徳治)(第三〇三三号)  
引揚者の住宅整備促進に関する陳情書(広島県知事大原博夫)(第三〇四号)  
母子福祉資金貸付事務に関する陳情書(広島県知事大原博夫)(第三〇五号)  
国民健康保険振興に関する陳情書(兵庫県民生部保険課内国民健康保険近畿地方協議会会長友井茂次)(第三〇六号)  
そ族昆虫駆除事業に対し補助金交付の陳情書(相州市議會議長酒井安信外十三名)(第三〇七号)  
を本委員会に送付された。  
本日の會議に付した事件  
理事互選  
と畜場法案(内閣提出第一七号)  
民生委員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)  
食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(予)  
○小島委員長 これより會議を開きます。  
まず理事の互選についてお諮りいたします。理事山下春江君が理事の辞任を申出られておりますので、これを許可し、その補欠選任に関しましては、委員長より指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 それでは御異議なしと認め、山下君の理事辞任を許可し、その補欠には古屋爾男君を指名いたします。

○小島委員長 次に、畜場法案、民生委員法の一部を改正する法律案、食品衛生法の一部を改正する法律案、以上三件を一括して議題とし、審査に入ります。まず中山厚生政務次官より、趣旨の説明を聴取したいと存じます。中山厚生政務次官。

と畜場法案  
と畜場法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、と畜場の経営及び食用に供するために、畜畜の処理の適正を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「畜畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。

2 この法律で「と畜場」とは、食用に供する目的で畜畜を殺し、又は解体するために設置された施設をいう。

3 この法律で「一般と畜場」とは、通例として生後一年以上の牛若しくは馬又は一日に十頭をこえる畜畜を殺し、又は解体する規模を有すると畜場をいう。

4 この法律で「簡易と畜場」とは、一般と畜場以外のと畜場をいう。

5 この法律で「と畜業者」とは、畜畜の殺又は解体の業を営む者をいう。

(と畜場の設置の許可)

第三条 一般と畜場又は簡易と畜場は、都道府県知事の許可を受けなければ、設置してはならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、構造設備その他厚生省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第一項の規定により許可を受けて設置したと畜場について、構造設備その他厚生省令で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該と畜場の設置の場所が左の各号の一に該当するときは、又は当該と畜場の構造設備が政令で定める一般と畜場若しくは簡易と畜場の基準に合わないことを認めるときは、同条同項の許可を与えないことができる。

一 人家が密集している場所  
二 公衆の用に供する飲料水が汚染されるおそれがある場所  
三 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあることを認める場所

2 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前条第一項の規定による許可を受けたと畜場(以下単に「と畜場」という。)につき、その構造設備の規模に際し、当該と畜場において通例として処理することができる畜畜の種類及び一日当りの頭数を制限することができる。

(と畜場の衛生保持)

第五条 と畜場の設置者又は管理者は、と畜場の内外をつねに清潔にし、汚物処理を十分に行い、ねずみ、こん虫等の発生の防止及び駆除に努め、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

(と畜業者等の講ずべき衛生措置)  
第六条 と畜業者その他畜畜の殺又は解体を行う者は、と畜場内において畜畜の殺又は解体を行う場合には、清潔な器具を用い、水洗を十分に行い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

(と畜場の使用等の拒否の制限)

第七条 と畜場の設置者又は管理者は、正当な理由がなければ、畜畜の殺又は解体のためにと畜場を使用することを拒んではならない。

2 と畜業者は、正当な理由がなければ、畜畜の殺又は解体を拒んではならない。

(と畜場使用料及び殺解体料)

第八条 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、と畜場使用料又はと殺解体料について、あらかじめ、その額を定めて、都道府県知事の認可を受けなければならない。認可を受けたと畜場使用料又はと殺解体料の額を変更しようとするときも、同様とする。

2 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、前項の規定により認可を受けた額をこえると畜場使用料又はと殺解体料を受けてはならない。

3 と畜場の設置者若しくは管理者

又はと畜業者は、第一項の規定により認可を受けたと畜場使用料又はと殺解体料を、と畜場内に見やすい場所に掲示しなければならない。

(畜畜の殺又は解体)  
第九条 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で畜畜を殺してはならない。但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 食肉販売業その他食肉を取り扱う営業で厚生省令で定めるものを営む者以外の者が、あらかじめ、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に届け出て、主として自己及びその同居者の食用に供する目的で、畜畜(生後一年以上の牛及び馬を除く。)を殺す場合

二 畜畜が不慮の災害により、負傷し、又は救うことができない状態に陥り、直ちに殺すことが必要である場合

三 畜畜が難産、産褥麻痺又は急性鼓張症その他厚生省令で定める疾病にかかり、直ちに殺すことが必要である場合  
四 遠洋航路を航行する船舶内で船員、船客等の食用に供する目的で殺す場合

五 その他政令で定める場合

2 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で畜畜を解体してはならない。但し、前項第一号、第四号又は第五号の規定によりと畜場以外の場所において殺した畜畜を解体する場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前二項の規定により、と畜場以外の場所において畜畜を殺し、又は解体する者に対し、と殺又は解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示することができる。

(畜畜の殺又は解体の検査)  
第十条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た畜畜以外の畜畜を殺してはならない。

2 と畜場においては、と殺後都道府県知事の行う検査を経た畜畜以外の畜畜を解体してはならない。

3 と畜場内で解体された畜畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。

4 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認められた場合を除き、前条第一項第五号又はこれに係る同条第二項但書の規定により、と畜場以外の場所で畜畜の殺又は解体が行われる場合に準用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「畜畜の解体を行った場所外」と読み替えるものとする。

5 前四項の規定により都道府県知事の行う検査の方法、手続その他検査に關し必要な事項は、政令で定める。

(譲受の禁止)  
第十一条 何人も、第九条第二項の規定に違反してと畜場以外の場所

において準用する場合を含む。この規定に違反して持ち出された獣畜の肉若しくは内臓を、食品として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）の用に供する目的で譲り受けてはならない。

（と殺解体の禁止等）

第十二条 都道府県知事は、第十条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり食用に供することができないと認めるとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜の殺若しくは解体により病毒を伝染させるおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、左の各号に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該獣畜のと殺又は解体を禁止すること。
二 当該獣畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。
三 当該獣畜の肉、内臓等の所有者若しくは管理者に対し、食用に供することができないと認められる肉、内臓その他の獣畜の部分について廃棄その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。

（報告の徴収等）

第十三条 都道府県知事は保健所を設置する市の市長は、公衆衛生

生の見地から必要があると認めるときは、と畜場の設置者若しくは管理者若しくはと畜業者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして、と畜場に立ち入り、第五条若しくは第六条の規定による措置若しくは前条第二号若しくは第三号の規定により命ぜられた措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（と畜場の設置の許可の取消等）

第十四条 都道府県知事は、左の各号に掲げる場合には、第三条第一項の規定による許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

一 当該と畜場の構造設備が第四条第一項の規定による基準に合

わなくなつたとき。

二 第四条第二項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていないと畜場において、その制限によらないで獣畜のと殺又は解体が行われるに至つたとき。

三 第四条第二項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていない簡易と畜場において、通例として、一日に十頭を

こえる獣畜又は生後一年以上の牛若しくは馬のと殺又は解体が行われるに至つたとき。

四 当該と畜場の設置者又は管理者が、都道府県知事の警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第五条の規定に違反したとき。

2 都道府県知事は、と畜業者その他獣畜のと殺又は解体を行う者が、当該職員の警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第六条の規定に違反したときは、その者に対し、期間を定めて、と殺若しくは解体の業務の停止を命じ、又はと殺若しくは解体を行うことを禁止することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしようとする場合には、あらかじめ、当該処分を受けようとする者に、その処分の理由を通知し、自己のために弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

（と畜検査員）

第十五条 第十条に規定する検査の事務に従事させ、並びに第十二条、第十三条第一項及び前条第二項に規定する当該職員の職務を行わせるため、都道府県にと畜検査員を置く。

2 と畜検査員は、都道府県の職員のうちから、都道府県知事が命ずる。

3 と畜検査員の資格及び設置の基準については必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第十六条 左の各号の一に該当する

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反した者

二 第九条第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第十条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定に違反した者

二 第十二条の規定による禁止若しくは命令に違反した者又は同条第二号若しくは第三号の規定により当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十八条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反した者

二 第八条第一項の規定による認可を受けないで、又は同条第二項の規定に違反して、と畜場使用料又はと殺解体料を受けた者

第十九条 第三項の規定による指示に違反した者

四 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（保健所を設置する市）

第二十条 保健所を設置する市にあつては、第十五条第一項及び第二項中「都道府県」とあるのは「市」と、第九条、第十条、第十二条、第十四条及び第十五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。但し、第十四条第一項については、施設の使用の制限又は停止を命ずる処分に関するのみ、「都道府県知事」とあるのを「市長」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超え、二箇月を超え、三箇月を超え、四箇月を超え、五箇月を超え、六箇月を超え、七箇月を超え、八箇月を超え、九箇月を超え、十箇月を超え、十一月を超え、十二月を超え、施行する。

（屠場法の廃止）

2 屠場法（明治三十九年法律第三十二号）は、廃止する。

3 この法律の施行の際、現に従前の規定による許可を受けて設置されていると畜場のうち、その構造設備が第四条第一項の規定による一般と畜場の基準に合ふもの及び通例として一日に十頭をこえる獣畜をと殺し、又は解体しているものは、この法律の規定による許可

を受けて設置された一般と畜場と  
みなし、その他のものは、この法  
律の規定による許可を受けて設置  
された簡易と畜場とみなす。

4 この法律の施行の際、現に従前  
の規定によりと畜検査員を命ぜら  
れている者は、この法律の規定に  
よりと畜検査員を命ぜられたもの  
とみなす。

(罰則に関する経過規定)

5 この法律の施行前にした行為に  
対する罰則の適用については、な  
お従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

6 厚生省設置法(昭和二十四年法  
律第五十一号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第五十五条第三十五号を次のよう  
に改正する。

三十五 削除

第九号第一項第十五号中「と、場」  
を「と畜場」に改める。

(獣処理場等に関する法律の  
一部改正)

7 獣処理場等に関する法律  
(昭和二十三年法律第四十号)の  
一部を次のように改正する。

第二条第一項但書を次のように  
改める。

但し、食用に供する目的で解  
体する場合及び都道府県知事の  
許可を受けた場合は、この限り  
でない。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

8 家畜伝染病予防法(昭和二十六  
年法律第六十六号)の一部を次  
のよう改正する。

第五条第一項第二号、第二十一

条第一項第二号、第三十三号、第  
五十一号第一項及び第五十二号中  
「と、場」を「と畜場」に改める。

第三十四号中「種付」を「種付  
と畜場以外の場所におけると殺」  
に改める。

(国有財産法の一部改正)

9 国有財産法(昭和二十三年法律  
第七十三号)の一部を次のよう  
に改正する。

第二十二号第一項第一号中「又  
はじんあい焼却場」を「じんあい  
焼却場又はと畜場」に改める。

第二十八号第四号中「じんあい  
焼却場」の下に「又はと畜場」を  
加える。

(土地収用法の一部改正)

10 土地収用法(昭和二十六年法律  
第二百十九号)の一部を次のよう  
に改正する。

第三号第二十六号中「屠場法明  
治三十九年法律第三十二号)によ  
ると、場」を「と畜場法(昭和二十  
八年法律第 号)によると、畜  
場」に改める。

(建築基準法の一部改正)

11 建築基準法(昭和二十五年法律  
第二百一十号)の一部を次のよう  
に改正する。

第二条第二号及び第五十三号第  
一項中「と殺場」を「と畜場」に  
改める。

民生委員法の一部を改正する法律  
案

民生委員法の一部を改正する法  
律

民生委員法(昭和二十三年法律第  
百九十八号)の一部を次のように改  
正する。

第八条第一項中委員一人及び  
を削り、同条第二項を次のように改  
める。

2 委員は、左の各号に掲げる者の  
うちから、それぞれ二人以内を市  
町村長が委嘱する。

一 市町村の議会の議員

二 民生委員

三 社会福祉事業の実施に關係の  
ある者

四 市町村の区域を単位とする社  
会福祉関係団体の代表者

五 教育に關係のある者

六 関係行政機関の職員

七 学識経験のある者

第八条第四項を次のように改め  
る。

4 民生委員推薦会に委員一人を  
置く。委員長は、委員の互選とす  
る。

第九条第二項中「社会事業」を、社  
会福祉事業」に改める。

第十条に次の但書を加える。

但し、補欠の民生委員の任期  
は、前任者の残任期間とする。

第十四条第一項第三号中「社会施  
設」を「社会福祉事業施設」に改  
め、同条同項に次の一号を加える。

四 社会福祉事業法(昭和二十六  
年法律第四十五号)に定める福  
祉に関する事務所(以下「福祉  
事務所」という)その他の関係  
行政機関の業務に協力するこ  
と。

第十九条第二項中「社会事業に關  
する学識経験のある者」を「社会福  
祉事業法に定める社会福祉主事とし  
ての資格を有する者」に改め、同条  
第三項を削る。

第二十一条から第二十三条までを  
次のように改める。

第二十一条から第二十三条まで 削  
除

第二十四条第一項中第三号を第四  
号とし、以下一号づつ繰り下げ、第  
二号の次に次の一号を加える。

三 民生委員の職務に關して福祉  
事務所その他の関係行政機関と  
の連絡に當ること。

第二十四条に次の二項を加える。

3 民生委員協議会は、市町村の区  
域を単位とする社会福祉関係団体  
の組織に加わることができる。

4 市町村長及び福祉事務所その他  
の関係行政機関の職員は、民生委  
員協議会に出席し、意見を述べる  
ことができる。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十六条中「常務委員協議会」  
を削り、「支弁」を「負担」に改め  
る。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 国庫は、第二十六条の  
規定により都道府県が負担した費  
用のうち、厚生大臣の定める事項  
に關するものについては、予算の  
範囲内で、その一部を補助するこ  
とができる。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行  
する。但し、第八条の改正規定

は、昭和二十八年十月一日から施  
行する。

(経過規定)

2 昭和二十八年九月三十日現に民  
生委員推薦会の委員の職にある者  
は、同日限り、その地位を失う。

3 この法律の施行の際現に民生委  
員の職にある者の任期は、第十条  
の規定にかかわらず、昭和二十八  
年十一月三十日までとする。この  
法律の施行後、従前の第八条の規  
定による民生委員推薦会の推薦に  
より民生委員を委嘱される者の任  
期も、同様とする。

(生活保護法の一部改正)

4 生活保護法(昭和二十五年法律  
第四百四十四号)の一部を次のよう  
に改正する。

第二十二号の見出しを(民生委  
員の協力)に改め、同条中「保護  
の実施機関、福祉事務所長又は社  
会福祉主事から求められたときは  
は、これらの者の行う保護事務の  
執行について、これに協力するも  
のとする。」を「この法律の施行に  
ついて、市町村長、福祉事務所長  
又は社会福祉主事の事務の執行に  
協力するものとする。」に改める。

食品衛生法の一部を改正する法律  
案

食品衛生法の一部を改正する法  
律

食品衛生法(昭和二十二年法律第  
二百三十三号)の一部を次のよう  
に改正する。

第二条第七項中「製造し」の下に  
「輸入し」を加える。

第四条中「製造し」の中に「輸

入し」を加える。

第五條中「その他の物をいう。」を「その他の物をいう。以下同じ。」に改め、同條に次の一項を加える。

獸畜の肉及び臓器は、輸出國の政府機關によつて発行され、且つ、前項の省令を以て定める疾病にかかり、若しくはその疑があり、又はへい死した獸畜の肉又は臓器でない旨及びと殺年月日その他省令を以て定める事項を記載した證明書又はその写を添附したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸入してはならない。

第六條中「製造し」の下に「輸入し」を加える。

第七條第二項中「添加物を販売し」の下に「若しくは輸入し」を加え、「その規格に合わない食品若しくは添加物を製造し」の下に「輸入し」を加える。

第九條中「製造し」の中に「若しくは輸入し」を加える。

第十條第二項中「販売の用に供するために製造し」の下に「若しくは輸入し」を加える。

第二十二條中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改め、「当該官吏」を「当該官吏員」に改める。

第三十條第一項中「第五條」を「第五條第一項」に改める。

第三十一條第一号中「第七條第二項」を「第五條第二項、第七條第二項」に、同條第三号中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第五條の改正規定は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

○中山政府委員 たいだいま議題となりましたと畜場法案につきまして、提案理由を御説明いたします。屠畜場は、食用に供するための、獸畜の処理が行われる施設でありますので、食用の衛生を確保いたしますためには、屠畜場に対して十分な衛生面の監督が必要でありますとともに、一方環境衛生の見地からも、屠畜場の経営が衛生的に行われることが必要と考えられるのであります。このような意味におきまして、屠畜場及び食用の目的で行う獸畜の処理に關しましては、明治三十九年に制定されました屠畜場法によりまして今日まで必要な規程を整備して参つたのであります。この屠畜場法の部分的な改正はありますが、本質的な改正は見えておりませんが、今日の社会情勢に適合しない点があるものであります。たとえば最近の農村の家畜の増産に伴ひまして屠畜場の適正な普及をはかることが必要と考えられるのであります。従ひまして今回、現行の屠畜場法を廃止いたしまして新たに屠畜場法を制定しようとするものであります。現行の屠畜場法におきましては、屠畜場は公営の大屠畜場を原則的なものと考へておつたのであります。新たに簡易屠畜場の制度を設けますとともに、従来の公営主義の考え方を改めまして、衛生上支障のない限り、屠畜場の設置の道を進めるだけ広くしますことが、まず第一に必要であると考えら

れるのであります。次に屠畜場以外の場所でも、食用の目的で獸畜を処理することがあります。場合を、法律で明定いたしますとともに、この場合におきましても、都道府県知事が公衆衛生上必要な指示を与えることができるようにしまして、獸畜の処理が衛生上適正に行われるようにしたいと考えられるのであります。さらに、屠畜場において行われます屠畜検査員の検査を受けていない食肉等を販売の目的で譲り受けることを禁止しまして、食肉の安全をはかりたい所存であります。その他屠畜場の監督に關する規定の整備をはかる等所要の改正を行う必要があると考える次第であります。以上、この法律案を提案いたします理由を御説明いたしました。次にたいだいま提案になりました民生委員法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。改正の第一点は、民生委員の職務につきまして、福祉事務所その他の関係行政機関に対する協力関係を明確にしたこととあります。すなわち、昭和二十五年の生活保護法の改正によりまして、民生委員は、同法の実施に關して補助機関から協力機関に変更されたのであります。現行の民生委員法におきましては、この点が必ずしも明確であるとは考えられませんが、今回民生委員が福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することによりまして、特に明文の規定を設けることによりまして、両者の職務内容と責任分野との明確化をはかることになしたたのであります。

また、これと関連しまして、生活保護法第二十二條に規定する「求められたとき」の字句が、社会奉仕者としての立場から進んで保護指導の実施に當つております民生委員の積極的意欲を冷却するおそれがある現状にかんがみまして、今回、これらの字句を削除し、民生委員が自発的に協力できるようにすることによつて、生活保護事務の円滑適正な実施に遺憾なきを期することになしたたのであります。改正の第二点は、民生委員推薦会の組織を改めたこととあります。すなわち、民生委員推薦会は、従来、市町村の議会の議員、社会事業の実施に關係のある者、学識経験者をもつて構成されておりました。このような方法では社会福祉の各分野の意見を十分代表するような適任者が必ずしも委嘱されないうらみがありましたので、今回の改正におきまして、推薦委員会の委員を広く社会福祉全般の代表者の中から委嘱できるように、その範囲を具体的に明示するとともに、その定数を各分野についてそれぞれ二名以内とするにいたしましたのであります。第三点といたしましては、民生委員協議会の任務中に福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に當ることを附加するとともに、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体、すなわち市町村社会福祉協議会の組織に加わることができるとし、民生委員協議会が地域社会における社会福祉の積極的増進に広い視野に立つて活動することができるとしたたのであります。第四点は、常務委員及び常務委員協議会に關する規定を法規上削除し、すべて民生委員協議会の自主的運営にゆ

だねることになしたた点であります。最後に、民生委員事務所を廃止したこととあります。なお、このほか民生委員の改選が全一斉に行われるようにするため、補欠による民生委員の任期は、前任者の残任期間とすることに改める。とともに、現在の民生委員の任期は本年十一月末日に終るものとする経過措置を講じた次第であります。以上がこの法律案の概要であります。次にたいだいま議題となりました食品衛生法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。今回の改正は、輸入食品による危害を防止するため、衛生上有害のおそれのある食品の輸入を禁止し、食肉については、相手国政府発行の證明書の添附されたものでなければ輸入してはならないこととし、これらに違反して輸入された食品につき必要な行政処分を行うことができるようにしようとするものであります。すなわち、戦後食糧需給の逼迫した際に輸入されました食品中には、衛生上いかにがわしいものがあり、このため多くの中毒その他の事故の発生を見たのであります。が、食糧需給のほぼ平常化したと考へられます今日におきましても、なお相当量の衛生上不良な食品が輸入されている現状であります。この輸入食品による事故を防止いたしますためには、それを流通、消費の段階において監視することも必要であり、まして、輸入食品は、もとより国内産の食品と異なり、製造、加工等の段階において、わが国の監視を受けていないものでありますから、これだ

けでは不十分であります。どうしてもその輸入時に十分注意して衛生上不良な食品を輸入しないようにするとともに、万一、衛生上不良な食品が輸入されました場合には、ただちに適當な措置をとることが必要であり、かつ、能率的であると考えるのであります。

また食肉等は、人畜共通の疫病の感染源となる危険性が強いものでありますので、国内においては、すべて屠場におきまして厳重な検査をしておりますが、輸入食肉等につきましては、わが国においてこのような検査を行うことができませんので、同様な検査の結果安全であることを相手国に保障してもらふ必要があると考えるのであります。

以上、提案理由につきまして御説明いたしました。何とぞ慎重に御審査の上、すみやかに議決あらんことを切望する次第であります。

○小島委員長 これをもつて三案の政府提案理由の趣旨説明を終りました。次に質疑の通告がございますから、お聞きして、これを順次許します。山下委員長。

○山下(春)委員 と畜場法について政府にもよつとお尋ねいたします。このと畜場法の一番大切なところは第四條だと思つておりますが、政令案のこの基準内容は、ここに基準事項はございますが、これではちよつとはつきりいたしかねるのであります。たとえば二町村組合が簡易屠場を建てるといふと、構造はこの基準によるといふにしても、具体的な経費はどのくらいかかるものでございませう。

物の規模といたしまして二十坪程度を考へております。従いまして建築費その他を合せまして約五十万円程度で事が上ると存じます。次に一般屠場につきましては、都市の規模その他によりまして大小さまざまでありまして、一概に申されません。○山下(春)委員 経費はそれでわかりました。許可を与えないことができない」というのの中に「人家が密集している場所」ということがたいへん困るのであります。山の中につくるわけにも参りませんが、割合に便利で、人家があまり密集してない所というのと、まあ農業協同組合の所あたりになるのでございませうが、そういう場所を選びまして、さしつかえないかどうか「二」の問題は当然ですから、これもあまりやかましく言うこともないと思つて、「三」の「その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがある」と認めるところ「こういふことをあまりしほつて行くと、結局この法律がないと同じになるのでございませうが、その辺はどの程度に押えておるのでございませうか。

○楠本説明員 この趣旨は、元來が屠場の適切な普及をはかりまして、農村の畜産の振興にも役立てようというのが趣旨でございます。従いまして、施設が衛生上最小限確保されておりますれば、人家の密集というものはさほど問題にはなりません。なおきわめて極端な場合を除きましては、環境上、都道府県知事がこれを不許可にするというところも実施いたさぬ方針でございます。これはよく／＼の場合というふうにお考えを願ひたいと思つております。

○山下(春)委員 そう御解釈を願へれば、それで大した不便が起つて来ないと思つておりますが、もう一つお尋ねしたいことは、この獣畜を屠殺する場所の検査員、これは都道府県の公務員が当ることが最も好ましいのであります。この人員を相当増加する場合は、その都道府県の公務員では足りないという場合があるかと思つております。そういう場合に、町の獣医その他を採用するといふような場合の採用基準、要すれば、私は検査員の給料がそういう農民の負担にからぬような方法をとりたいと思つておりますが、その点に対して政府はどういうふうにお考えになりますか。

○楠本説明員 お答え申し上げます。ただいま御指摘のように、今後屠場が普及いたしますと、勢い検査員の増加が要求されて参ります。その場合、従來は吏員のうちから、つまり公務員のうちから選ぶということになっております。ところが今回の改正によりまして、職員のうちから選ぶということに改めました。職員のうちから選ぶということは、要するに民間の獣医師等を県の非常勤の職員、つまり嘱託等の措置を講じまして、吏員でなくても、屠畜検査員に任命される処置を講じたのであります。

○山下(春)委員 その点がわれ／＼の期待するような方法で運営されるならば、たいへんにけっこうだと思つております。これが今のところ簡易屠場の負担の上へ一番大きな問題になつておられると思います。その点はぜひ今御説明のように運営願ひたいと思つております。

それから最初の建設に對します五十万円程度のこの費用に對しては、厚生省あるいは農林省あたりから多少の援助の方法が講じてございませうか。一般農村で希望者が建設するようになつておりましたら。

○楠本説明員 厚生省といたしましては、目下補助金もございませぬし、助成の道を考えてございませぬ。但し起債をあつせんすることにつきましては、自治庁、大蔵省と極力努力をいたしまして、今後も従来通り起債の獲得に努めて参りたいと思つております。なお助成金につきましては、目下農林省におきまして若干の助成金があるかに聞いております。一方都道府県におきましても、非常に養豚の盛んな地帯におきましては、県の独自の予算として若干の助成金が出るように聞いております。

○山下(春)委員 御説明によりまして、厚生省の方としては予算もないから助成の方法がない。農林省で若干するかもしれないが、起債のあつせんをする。今御説明を聞きましたように、二十坪で五十万円ですから、大したこともないようでございますが、要するに、この簡易屠場法を日本中で最も歓迎して、これが活用されるであらう、またさしてやりたいと思つては、まことに刃部な貧弱な農村だと思つておられます。そこでこの建設資金はわずかな金額であります。これが負担に耐えかねて、この簡易屠場法による建設が遅れるといふようなことになりますれば、国民の食生活の改善の上からいっても、すべての、体位の上からいって、最も憂慮しなければならぬ農山村に普及したい施設でございます。

○長谷川(保)委員 私は食品衛生法の一部を改正する法律案について伺いたのであります。本改正法案をお出しになりましたことについては、輸入食品につきまして衛生上相当有害なものがあつたと思つてございませぬ。たとえば昨年黄変米等の問題がありました。食肉の方でもそういうような実例が相当あつたのでございませうか。

○楠本説明員 お答え申し上げます。事件のおもなものを拾つてみますと、昭和二十二年に東京、埼玉、群馬におきまして、約四千名の患者を出しました大豆粉による事件がございまして、その翌年の昭和二十三年におきましては、東京、大阪等におきまして、患者が約一千名、死者四名を出しましたビルマ豆による事故がございまして、昭和二十五年から二十六年にわたります。長野、秋田、大分等の各地方におきまして、学校給食用に用いた脱脂粉乳によりまして、かなりの患者を出しました。これらを綜合し

たしますと、たぐいま御指摘の食肉に  
よるものは、食肉の輸入がきわめてわ  
ずかでありました関係で、現在まで事  
故を起しておりません。

○長谷川(保)委員 全国に配給されて  
おりまする脱脂粉乳等で、酸化してい  
るものがあるやに伺うのであります。  
これらの検査はどういうふうに行いたし  
ておるのでございませうか。

○楠本説明員 輸入食糧は、脱脂粉乳  
に限らず、現在は各港に國の検査員が  
駐在しておりました。この検査員が抜  
取り検査をいたしております。従いま  
して脱脂粉乳につきましても、抜き取り  
検査の結果、著しく不良なもの等につ  
きましては、これを廃棄処分付して  
おるわけでありませう。

○長谷川(保)委員 すでに配給いたし  
ました脱脂粉乳等の検査はどういうよ  
うに行いたしておりますか。相当酸  
化してあるものが各学校にあるとい  
うことを聞いておるのでありますけれ  
ども、いかがでありますか。

○楠本説明員 現在とはたとい不良食品  
でありましても、現行法におきまして  
は輸入そのものでは建前になつて  
おります。そこで私もといたしまして  
は、これを国内の食品と同じように  
抜き取り検査をいたすわけにございま  
す。従いまして抜き取り検査に漏れま  
したものは、結局配給まで進んでしま  
う。そこで悪いものが配給された場合  
どうなるかと申しますと、これはやは  
り国内食品の一種といたしまして配給  
せらるべき食品でありましても、検査  
をいたしますと、もちろん学校用と  
して配給されたものも、遠く現地に参  
りまして、その現地の検査員がこれ  
を検査いたしまして、悪いものはそれ

ぞれ適当な処分をいたしてあります。  
なお、現在学校に配給されてしまつてか  
ら発見したような例も、決して少くは  
ございませぬ。

○長谷川(保)委員 ところで輸入食品の  
検査員は、どれくらい定員がございま  
しょうか。

○楠本説明員 現在各港に駐在してお  
ります者及び試験検査の機関に従事い  
たしております者は、三十八名でござ  
います。

○長谷川(保)委員 常識から申しまし  
て、三十八名ではどうもいけませんし  
思うのでありますけれども、この法律  
の改正案をお出しになります以上、定  
員の改正をしなければならぬと思ひ  
ますが、その点についてはどうおえに  
なりますか。

○楠本説明員 私どもは、御指摘の通  
り、輸入食糧につきましても、全品検  
査をいたしたいのでございませぬ。しか  
しながらこれにはかなり歴大な職員を  
要しますので、目下の計画にいたしま  
しては、予算の許す範囲内におきまし  
て職員の増加を要求し、やはり抜き取  
り検査をもう少し手まめにする程度よ  
うに感じております。

○長谷川(保)委員 昨年黄変米の事件  
があつて、相当にやかましい問題で  
ございました。またたいてい伺いますと  
相当輸入食品による被害が多く、とき  
には死者も出ているようございま  
す。で、すでに黄変米にいたしまして  
も、その他のこのようになつたといま  
お話をいただきましたような件につま  
しても、それがすでに内地に配給され  
てしまつてから、この際定員法の改  
正をいたしまして、定員を十分増加  
いたしました。かかる危険のないよう  
にする必要が多分にあると思ひます。こ  
の点について私は、厚生省がた  
ま申しましたような消極的なことでは  
なしに、ひとつ積極的に法律改正、定員  
法の改正等をなされんことを希望いた  
します。私の質問はこれで終ります。  
○堤(ツ)委員 ちよつと関連して……  
部長にお尋ねいたしますが、た  
だいま政府との御問答を承つてお  
りませぬ。そこで、品物を入れる方  
と、抜き取り検査をやる方と、も  
らう方の立場を考えると、日本側  
の抜き取り検査というものは、向  
うでなくわかってしようし、だからあ  
いふ不都合なことが起つたのではない  
かと思ひます。長谷川委員は御承  
知なつたのかどうか知りませぬけれ  
ども、私は抜き取り検査については、国民  
の生命にかかわる問題ですから、了  
承しがたいのです。ですから、これはも  
つと徹底的な方策を講じてもらつて、  
慎重を期してもらわぬと、食品です  
から、主婦、子供の立場からい  
つて、政府がこの際食品衛生法の一部を改正  
なさるに於いて、予算的措置をなさ  
つて、少くとも港に配置してある三十八  
名程度のものを十倍ぐらいにしなけれ  
ば、われわれの常識を考へてみて、始  
末がつかないのではないかと思ひ  
ます。部長は、どうせ予算がとれない  
から、丁寧にやりますというぐ  
らゐにしておかなければいかぬと思ひ  
ます。これは徹底的にやらなければい  
けないと思ひます。それをやらな  
ければ、食品衛生法の一部を改正して  
名目をかえただけであつて、保官をふ

やさなければ意味がないのです。です  
から、予算措置について、たとえはこ  
の法律改正にあつて、どの程度まで  
の努力をなさるか、その程度によつて  
は、私には女、子供の立場から大  
に政府に当りたいと思ひます。

○楠本説明員 現在輸入食糧の全品検  
査を必要といたします。約六十名の増員  
を必要といたします。従いましてた  
だいま御指摘のように、実は当初六十  
八名案を立てまして努力をいたしま  
したが、微力にいたしました目的を  
達せず、はなはだ申訳ないと思つてお  
ります。なおしかし御指摘のように、  
重大な問題でありますので、現在他  
の仕事を若干押えましても、輸入食糧  
の検査に努力いたしております。現在  
は米麦等の主要食糧につきましても、  
約半数は抜き取り検査の対象になつてお  
る次第でございませぬ。

○堤(ツ)委員 しつこいようでありま  
すけれども、今はなくなりませんが、  
私たちが台所にもらうところの両  
粉とか米などは、虫がぞろ／＼と  
おつたものです。当時から政府に  
対してずいぶん憤慨したもので  
すが、占領下やむを得ないとい  
うふうな思ひます。けれども、  
めもあつたように思ひます。け  
れども、対等の立場において、  
国際場裡に於いて日本が商売  
できるような政府の態度では、  
私は非常に困ると思ひます。  
もちろん抜き取り検査をなさ  
つて、品物が不合格であるならば、  
堂々と向うに突き返すといふこと  
に異議ないと思ひます。政府では  
お考えになつておられると思ひ  
ますが、今までも占領下やむ  
を得なかつたといへども、抜き  
取り検査の結果、これはちよつ  
だいすること

ができませんといつて御返上になると  
か、これは絶対に日本の港で文句を  
言えないようなときがあつたと思ひ  
ます。これは見返り物資とか援助  
物資という名目でもらつたのでや  
むを得なかつたかもしれません。が、  
独立後の今日、そういう押しつけ  
られた文句を言えないものでもな  
しに、抜き取り検査を係官三十八  
名でやつた結果これは入れること  
ができないといふことで、外国にお  
返しになつたトータルが、当然部  
長にあるのじやないかと思ひませ  
ぬ。いかがでございますか。

○楠本説明員 現在の法律はまことに  
残念ながら、検査の結果悪いもの  
だと思つても、必ず輸入しなければ  
ならぬ。そこで今回法律の改正をお  
願ひいたしまして、悪い食糧は輸入  
を拒否する、国内に入れないとい  
う改正を、今回お願いをいたして  
おるわけにございませぬ。しかも  
は、今までも検査の結果悪かつた  
ものもやむを得ず輸入されてしま  
つた、こういうものをどうして  
おるかという、これは必ず農林省と  
相談をいたしまして、たとえは米  
であるならば、その程度によりま  
して、用にするとか、しようゆ  
用にするとか、しよゆ用にする  
とか、あるいはアルコール原料に  
まわすといふように、他に転用を  
はかつておられます。従いまして  
従来まで検査の結果果悪いと思  
つたものは、農林省と大體話が  
つきまして、処分をされておる  
わけにございませぬ。

○堤(ツ)委員 私は、これは部長が非  
常に大切な責任を持つておいて  
おられると思ひます。特に申し上げ  
ますが、現在日本の農民が産す  
るの米は、絶対量で二千万石以上

ができませんといつて御返上になると  
か、これは絶対に日本の港で文句を  
言えないようなときがあつたと思ひ  
ます。これは見返り物資とか援助  
物資という名目でもらつたのでや  
むを得なかつたかもしれません。が、  
独立後の今日、そういう押しつけ  
られた文句を言えないものでもな  
しに、抜き取り検査を係官三十八  
名でやつた結果これは入れること  
ができないといふことで、外国にお  
返しになつたトータルが、当然部  
長にあるのじやないかと思ひませ  
ぬ。いかがでございますか。

なければ食糧自給ができない。そこでその買わなければならぬ、売りつけられるにひとしい米麦に対して国内の農民が産するところの米は一等だ、二等だといつて、きびしい検査をして、税金をその中から巻き上げて、きびしい検査の結果、輸入食糧よりも石当り千円ないし二千五百円安いものを農民から買上げておいて、外国から高いものを買っておきながら、許されぬがゆえに、それを二流品、三流品に落して、もうらうときには一等品でもらつておいて、食えないから、しようゆにする、酒にするというように、国民の税金を濫費しておることは、私はまことにけしからぬと思つて、この類は非常に大きいですよ。こういうロスがあるからこそ、国民が徴税に苦しみ、食糧自給ができないで、やみ屋が横行するのだと思つて、二十万石の外国輸入食糧というものは、非常な国民の出血になるところのものである。それを品物が悪くても泣寝入りをして、二級品、三級品に引下げて、およそ不合格なもの食えないから、農林省と話し合ひの結果、よそに転用しておる。その間の金をどうするか。何百億になるでしょう。こういうことはけしからぬ。これは税金を納める国民の立場から、また救々管々として米をつくつてもなお食糧自給ができない農民の立場からいつて、まことに憤慨すべき問題だと思つて、まことに憤慨すべき問題だと思つたから、私は今あなたに御質問申し上げるのです。ひとつこの問題については、この法律をわれわれ委員会が通す通さないということとは別問題といつたしまして、徹底的に大蔵省、農林省、厚生省の立場につい

て、われわれはこの委員会においても糾明しなければ、国民に対して済まないと思つて、この問題を部長の方でお心得おきをお願いいたします。お答えできないことをはなはだ申訳なく思つておきます。

○楠本説明員 輸入問題は農林省、厚生省、あるいは外貨の関係で他の省と申すので、ここで私責任をもつてお答えできる所管事項以外の点については、お答えできないことをはなはだ申訳なく思つておきます。

○堤(ツ)委員 しつこいようですが、中山政務次官を迎えたので、もう一つ申し上げます。消費側の主婦の立場というものは、中山政務次官も大阪のまんな中でございまして、よく声をお聞きになつておると思つて、日本が外国から買ったところの輸入食糧というものは、消費側の都市においてはいかほどこれを忌みきらつておるか、そしてこれの配給辞退さえも幾たび起つたかというところは、つぶさにわれわれ主婦が知つておるところです。日本政府の手落ちによつて、こういう味なものを食べさせ、また配給されたものはまだまだあつて、なおしようゆその他に向けられておるというようないことがあります。私は遺憾にたえないと思つて、政務次官きようは御出席でございまして、これは農林省並びに大蔵省と、大臣並びに政務次官の立場において御連絡になつて、一部長の問答でなしに善処していただきたい。年間何百億の国民の損害であると存じますので、ひとつ御認識願ひたいということをお願ひいたします。

○中山政府委員 ただいま堤委員のお言葉でございしますが、まことにごもつ

ともな御言ひ分であるうかと私も拝聴しておるのでございします。主婦の立場から、輸入米などいろいろな点でたゞいままで残念なこともなかつたとは言切れない点もあるものであります。いわゆる完全独立をいたしますまではいろいろな段階があるかと思つて、今日こういう法案が出ましたという事は、それを深く認識をいたしまして政府が厚生省に命じましてどういふものを出した、このことはどうぞ御了承を願ひたいのであります。盲でないからこそこういうものをこの委員会に提出をいたしました、皆様方の御採決を仰ぎ、そういつたことを防止しようという政府の努力のほどはお認め願ひたいと思つて、私も申出の通りそう閣議とも連絡をいたしまして、これまでいろいろな点があつたことも調べて参りますし、こういうものが出ますと、今の御心配はすつかり勢のごとく消えて行くかと私は思つておりますから、どうぞ御安心願ひたいと思つておきます。

○中野委員 きようは委員会の初めての日ですから、どうも何う必要はないと思つて、逐次また委員会の開催されるたびに伺つて行くといつたしまして、民生委員法の一部を改正する法律案の内容について、二、三の疑義をお尋ね申し上げると同時に、私の希望も申し上げてみたいと思つておられます。

まず申し上げておかなければならぬことは、私は実は長い間東京の民生委員長を仰せつかつてやつておつた一員で、民生委員としての運営の方法に相当大きな疑惑を持つてゐる一員であります。そこで今度の改正案の内容を見ますと、協力関係を明確にしたこと

と、特に明文を規定して今後のあり方をはつきりした点、これは私はある程度まで了承できるのです。しかしこの一点問題がありますのは、民生委員の推薦会が委員若干人でこれを組織することとなつておりますが、その内容を見ますと、市町村長がこれを委嘱する、市町村の議会の議員とか民生委員、あるいは社会福祉事業の実施に關係のある者とか、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者、これが問題なのです。従来民生委員というものは、ややもするとその本質が誤られて、何か弱者をば、気の毒な者をば救つてやるんだ、おれはそういう役目にいるんだというふうな観点に立つおそれが多分にあつた、それがだんだんと自覚をもつて改められて来たことはたいへんけっこうなことでありますが、この民生委員の人選の方法については、いかに考慮をしないと、法律の面だけにおいては、その徹底を期することは難儀であります。特に私が今指摘いたしました推薦会の場合は、市町村長が、あるいは市町村の議会の議員とか、民生委員とか、あるいは社会福祉事業に關係のある者とかいふような点が多々羅列されておりますが、実質においては、これは難儀なことなんです。ややもすると民生委員というものが、誤まつて自分と与えられた職責をば悪い方面に使う面が多いのです。これは私が東京新宿区の民生委員長を長年勤めて特は痛切に感じたところでありまして、好ましくないことではないけれども、これが選挙に悪用されたりしないし弱者に対する一つの威嚇となつたり、何といひますか、昔のちよつと偉い旦那方のやる仕

事のような傾向が多分にあるのです。この人選の方法について端的に法文で羅列されたのみならず、厚生省においては、この法案の一部改正を要求される限りにおいては、どういふふうな観念を持つておられるか、まずこれを伺つておきたいと思つておられます。

○安田政府委員 民生委員の推薦会の構成につきましては御質問がございまして、どういふ制度は特にどういふ人が委員になるかということが何より一番大事なことでございまして、ただいま御指摘のようなことは、私は一々もつともだと思つて、そういう意味で、私ども従来の推薦会の構成を示したところの法文では不十分な点がございますので、今回のように關係の各方面から適當な人を選べるような、具体的な書き方をいたしたのでございします。問題は、どういふふうに書きましても、實際それでは運用の面におきましてどういふ人がなるかということが問題であることは申すまでもございせんけれども、前のような書き方でございまして、いろいろ市町村によりまして、事情によつて偏した構成が出来ると思つて、その結果がたゞいま御指摘のようになつたところがあるにしろ、あらざるでございまして、これはたいへんむづかしいことではございまして、私どもいろいろ考えたのでございまして、私ども、大体このところを一番適當じやないかと思つて、実は法文を作成した次第であります。

○中野委員 要は運用面にあるのです。だから厚生省は、どういふふうな指導の理念を持つておられるかを伺つておきたいのです。端的に言え、先ほど表明したように、民生委員というも



昭和二十八年六月二十日印刷

昭和二十八年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局